

2023年6月15日

コスモエネルギーホールディングス株式会社
代表取締役社長 山田 茂 様

株式会社シティインデックスイレブンス
代表取締役 福島啓修



拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社は本年6月22日開催予定の定時株主総会の招集通知の27頁に次の記載がされております。

「シティインデックスイレブンスから当社に対する2023年5月1日付け書簡によれば、シティらは、当社株式の取得に関する外為法の対内直接投資規制に基づく事前届出において南青山不動産を新たに届出者に加えております。当該書簡によれば、レノについては、取得期間のロールオーバーのための新たな事前届出を行わないこととしていることから、シティらの将来的な取得枠は29.97%となる旨が示されておりますが（なお、レノの取得期間がいつまでかは言明されておりません。）、少なくとも現時点においては、シティらによる取得可能な株式比率の上限は、従前の29.97%から39.96%まで引き上げられているとのことです。」

しかしながら、同書簡にも記載されているとおり、弊社の共同保有者であるレノについては取得期間のロールオーバーのための新たな事前届出は取りやめており、レノの取得期間は従前の事前届出の受理日から6ヶ月を経過する2023年5月24日をもって満了しています。したがって、「少なくとも現時点（招集通知の日付である同年6月6日を意味するものと解されます。）においては、シティらによる取得可能な株式比率の上限は、従前の29.97%から39.96%まで引き上げられている」というのは事実に反しますので、上記記述及び上記記述の内容を前提とする他の記述について、貴社ホームページ上で訂正願います（招集通知の日付け時点の弊社らの取得枠の合計は29.7%であり、本日現在及び今回の定時株主総会開催日における取得枠も変わりません。）。

この点、貴社は、上記記述中に「なお、レノの取得期間がいつまでかは言明されておりません。」と記載していますが、弊社が貴社からレノの取得期間がいつまでかについて問い合わせを受けたことはなく、弊社がレノの取得期間についての開示を拒絶したこと也没有。

貴社が第5号議案の提案理由として上記記述を重要な根拠の一つとして掲げているにもかかわらず、正しい事実関係を弊社に確認することもなく、招集通知において上記のように

事実に反する記述を行ったことは誠に遺憾です。

これについては 6 月 16 日までに訂正をお願いいたします。

敬具